

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>三十～三十五 (略)</p> <p>(連結財務諸表作成の一般原則)</p> <p>第四条 法の規定により提出される連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (略)</p> <p>三十 パーチェス法 財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する方法をいう。</p> <p>三十一 持分プリーング法 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する方法をいう。</p> <p>三十二～三十七 (略)</p> <p>(連結財務諸表作成の一般原則)</p> <p>第四条 法の規定により提出される連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役員収益を含む。以下同じ。)、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(持分法の適用)

第十条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の適用の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(連結の範囲)

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役員収益を含む。以下同じ。))等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 次の各号に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。

一・二 (略)

(持分法の適用)

第十条 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次に掲げる事項に区別して連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

2～4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～六 (略)

七 のれんの償却方法及び償却期間

八 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

九 (略)

(削る)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は、次の各号に掲げる事項に区別して連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

一～四 (略)

五 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

六 のれん及び負ののれんの償却に関する事項

七 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

2～4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一～六 (略)

(新設)

(新設)

七 (略)

6 第一項第五号に掲げる連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項については、次の各号に掲げる方法のうちいずれの方法を採用したかを記載するものとする。

一 部分時価評価法(連結子会社の資産及び負債のうち親会社の持分に相当する部分については、原則として株式の取得の日ごとに当該取得の日における公正な評価額により評価し、少数株主持分に相当する部分については、当該連結子会社の貸借対照表上の金

(削る)

(重要な後発事象の注記)

第十四条の二 連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事項（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第十五条 この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報等の注記)

額により評価する方法をいう。)

二 全面時価評価法（連結子会社の資産及び負債のすべてを、支配を獲得した日の公正な評価額により評価する方法をいう。）

7 第一項第六号に掲げるのれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間を記載については、のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間を記載するものとする。

(重要な後発事象の注記)

第十四条の二 連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事項（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第十五条 この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報の注記)

第十五条の二 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの連結貸借対照表計上額又は連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2 報告セグメントに関連する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一 製品及びサービスごとの情報

二 地域ごとの情報

三 主要な顧客ごとの情報

3 連結貸借対照表又は連結損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。

一 固定資産の減損損失

二 のれんの償却額及び未償却残高

三 負ののれん発生益

4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注

第十五条の二 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高、営業利益金額又は営業損失金額及び資産の金額（以下この条において「売上高等」という。）、減価償却費並びに資本的支出の金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を、様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高等のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2 連結会社が本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の国又は地域にも存在する場合には、連結会社の所在する国又は地域（当該国又は地域が本邦以外の場合には、一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。）ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高等（以下「所在地別セグメント情報」という。）を、様式第二号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び資産の金額のいずれもが少額な場合であつて、他の区分と一括して表示することが適当であると認められる場合には、適当な名称を付して一括して記載することができる。

3 連結会社が本邦以外の国又は地域（一の地域として扱うことが適当と認められる国又は地域の集団を含む。以下この項において同じ。）における売上（以下「海外売上高」という。）を有する場合には、当該国又は地域ごとの区分に従い、当該区分に属する海外売上

記を省略することができる。

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第十五条の十二 当連結会計年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 企業結合の概要

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五 取得が複数の取引によつて行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至つた取引ごとの取得原価の合計額との差額

六 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

七 (略)

八 企業結合契約に規定される条件付取得対価(企業結合契約にお

高を、様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する海外売上高が少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第十五条の十二 当連結会計年度においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 被取得企業の名称及び事業の内容、事業を取得した場合には、相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った主要理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

二・三 (略)

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数及びその評価額

五 取得の対価として株式を交付した場合に、株式交付日の株価を基礎に取得原価を算定しているときは、その旨

六 発生したのれん又は負ののれん、金額、発生原因、償却方法及び償却期間

七 (略)

八 企業結合契約に規定される条件付取得対価(企業結合契約にお

いて定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。)の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針
(削る)

九・十 (略)

十一 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法(当該影響の概算額に重要性が乏しい場合を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当連結会計年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当連結会計年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第十号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる影響の概算額は、次に掲げる額のいずれかによるものとし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一・二 (略)

第十五条の十三 削除

いて定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。)の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

九 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

十・十一 (略)

十二 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

2 前項の規定にかかわらず、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた連結会計年度における企業結合全体に重要性がある場合には、前項第一号及び第三号から第十一号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号のいずれかの額によるものとし、併せて概算額の算定方法及び重要な前提条件を記載するとともに、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一・二 (略)

(持分プーリング法を適用した場合の注記)

第十五条の十三 財務諸表等規則第八条の十八(第四項を除く。)

(共同支配企業の形成の注記)

第十五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)の規定は、共同支配企業の形成(同条第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。次条第一項において同じ。)について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十二中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(事業分離における分離元企業の注記)

第十五条の十六 当連結会計年度において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、事業分離が行われた連結会計年度において、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 事業分離の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

規定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同条第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「連結財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(共同支配企業の形成の注記)

第十五条の十五 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)の規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(事業分離の注記)

第十五条の十六 当連結会計年度において事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

二 持分変動差額の金額及び会計処理

三 事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称

四 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五 移転損益を認識した事業分離において、分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

2 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3 当連結会計年度における個々の事業分離に係る取引に重要性が乏しいが、当連結会計年度における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

(事業分離における分離先企業の注記)

第十五条の十七 財務諸表等規則第八条の二十四第一項の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。

(子会社の企業結合の注記)

第十五条の十八 連結財務諸表提出会社は、子会社が企業結合を行ったことにより子会社に該当しなくなる場合には、当該企業結合が行

四 当該連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の事業分離の影響額に重要性は乏しいが、複数の事業分離を合計した全体に重要性がある場合には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を当該取引全体で注記しなければならない。

(新設)

(分離先企業の注記)

第十五条の十七 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、分離先企業について準用する。

(子会社の企業結合の注記)

第十五条の十八 連結財務諸表提出会社は、子会社が企業結合を行ったことにより子会社に該当しなくなる場合には、当該企業結合が行

われた連結会計年度において、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 子会社が行った企業結合の概要

二 (略)

三 当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

四・五 (略)

2 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当連結会計年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当連結会計年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を注記しなければならない。

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第十五条の十九 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)

の規定は、企業結合に関する重要な後発事象及び連結決算日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条中「貸借

われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行つた主な理由、企業結合日並びに法的形式を含む企業結合の概要

二 (略)

三 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分の名称

四・五 (略)

2 前項第五号の記載は、当該継続的関与が軽微な場合には、省略することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の企業結合に重要性は乏しいが、連結会計年度の企業結合全体に重要性がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる事項を注記しなければならない。

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第十五条の十九 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)

の規定は、企業結合に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは、「連結決算日」と読み替えるものとする。

対照表日」とあるのは、「連結決算日」と読み替えるものとする。

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第十五条の二十 財務諸表等規則第八条の二十六第一項の規定は、事業分離に関する重要な後発事象及び連結決算日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同項中「貸借対照表日」とあるのは、「連結決算日」と読み替えるものとする。

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十五条の二十一 子会社の企業結合(当該企業結合により子会社に該当しなくなる場合に限る。)が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 連結決算日後に完了した子会社の企業結合が重要な後発事象に該当する場合 第十五条の十八第一項各号に掲げる事項に準ずる事項

二 連結決算日後に主要な条件について合意をした子会社の企業結合が重要な後発事象に該当する場合 第十五条の十八第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項

三 連結決算日前に主要な条件について合意をした子会社の企業結合が同日までに完了していない場合(第一号に掲げる場合を除く。)

第十五条の十八第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第十五条の二十 財務諸表等規則第八条の二十六(第三項の規定を除く。)の規定は、事業分離に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは、「連結決算日」と読み替えるものとする。

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十五条の二十一 連結決算日後に完了した子会社の行った企業結合が、重要な後発事象に該当する場合には、第十五条の十八に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については注記を要しない。

2 子会社の行う企業結合の主要条件は合意されたが、連結決算日までに企業結合が完了していない場合、及び連結決算日後に子会社の行う企業結合の主要条件が合意された場合には、第十五条の十八第一項第一号に準じて注記しなければならない。

(賃貸等不動産に関する注記)

第十五条の二十四 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

- 一 賃貸等不動産の概要
- 二 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動
- 三 賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法
- 四 賃貸等不動産に関する損益

(各資産の範囲)

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の五まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(各資産の範囲)

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一條から第三十一條の四まで及び第三十六條の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第二十二條第八号及び第二十七條第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び第五十一条から第五十一条の五までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇六 (略)

(削る)

七 (略)

2・3 (略)

4 前条第五項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(削る)

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで、第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇六 (略)

七 負のれん

八 (略)

2・3 (略)

4 前条第五項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

5 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額に満たないことにより生じる差額は、負のれんに含めて表示する。

(削る)

第四十条 (略)

(営業外収益の表示方法)

第五十七条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む)、受取配当金、有価証券売却却益、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第六十二条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十条 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十八条第一項第六号に掲げる負ののれんについて準用する。

第四十条の二 (略)

(営業外収益の表示方法)

第五十七条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む)、受取配当金、有価証券売却却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第六十二条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示

該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(当期純利益又は当期純損失)

第六十五条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

2 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額として記載しなければならない。

3 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失のうち少数株主持分に属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

4 少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額に税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失のうち少数株主持分に属する金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

5 (略)

す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

(当期純利益又は当期純損失)

第六十五条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一・二 (略)

三 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失のうち少数株主持分に属するもの

2 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

(新設)

(新設)

3 (略)

(持分法による投資利益等の表示)

第六十六条の二 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

(のれん及び負ののれんの償却額等の表示)

第六十六条の二 財務諸表等規則第九十七条の規定は、のれん及び負ののれんの償却額の表示について準用する。

2 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

様式第一号						様式第一号					
【セグメント情報】						【事業の種類別セグメント情報】					
1 前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）						1 前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）					
1. 報告セグメントの概要						1. 売上高及び営業損益					
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法						1) 外部顧客に対する売上高					
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報						2) セグメント間の内部売上高又は振替高					
(単位：円)						社					
売上高	合計事業事業	その他の事業	社	消去又は	連結
外部顧客への売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(円)	(円)	(円)	(円)	全社 (円)	(円)
セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
計	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
セグメント利益又は損失 (△)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
セグメント資産	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
セグメント負債	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
その他の項目											
減価償却費	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
のれんの償却額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
受取利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
支払利息	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
持分法投資利益又は損失 (△)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
特別利益	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
(負のれん発生額)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
特別損失	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
(減損損失)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
税金費用	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
持分法適用会社への投資額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						
.....	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX						

当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）						
売上高及び営業損益事業事業	その他の事業	社	消去又は	連結
売上高	(円)	(円)	(円)	(円)	全社 (円)	(円)
1) 外部顧客に対する売上高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
2) セグメント間の内部売上高又は振替高	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
計	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
営業費用	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
営業利益 (又は営業損失)	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	(XXXX)	XXXX
II 資産、減価償却費及び資本的支出	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
減価償却費	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
資本的支出	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX

(記載上の注意)

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：円）

	その他	合計
売上高
外部顧客への売上高
セグメント間の内部売上高又は振替高
振替高
計
セグメント利益又は損失（△）
セグメント資産
セグメント負債
その他の項目
減価償却費
のれんの償却額
受取利息
支払利息
持分法投資利益又は損失（△）
特別利益
（負ののれん発生益）
特別損失
（減損損失）
税金費用
持分法適用会社への投資額
有形固定資産及び無形固定資産の増加額
.....

1. 事業の種類別の区分は、製品（商品又は役務を含む。以下同じ。）の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して決定すること。

2. 営業利益（又は営業損失）に替えて、経常利益（又は経常損失）を記載することが適当と認められる場合には、経常利益（又は経常損失）を記載することができる。

3. 事業の種類別の区分（以下この様式において「セグメント」という。）ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。

4. 事業の種類別の区分方法及び各区分に属する主要な製品の名称又は事業の内容等を記載すること。

5. セグメント間の内部売上高又は振替高を外部顧客に対する売上高と区分して記載することが困難な場合は、これらを一括して記載することができる。ただし、その旨を明らかにすること。

6. 営業費用のうち各セグメントに配賦しなかったものは、配賦不能営業費用として「消去又は全社」の項目に含めて表示し、その金額及びその主な内容を記載すること。

7. 重要な減損損失を認識した場合には、各セグメントへの影響額を記載すること。

8. 資産のうち各セグメントに配分しなかったものは、「消去又は全社」の項目に含めて表示し、その金額及びその主な内容を記載すること。

9. 減価償却費には、無形固定資産に係る償却費を含めること。

10. 資本的支出とは、有形固定資産及び無形固定資産の増加額をいう。ただし、長期前払費用又は繰延資産の償却費が営業費用に含まれている場合には、当該長期前払費用又は繰延資産の増加額を資本的支出に含め、その旨を記載することができる。

11. 次のいずれかの基準に該当するセグメントについては、他のセグメントと区別して記載すること。

(1) 当該セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第14号までにおいて同じ。）が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であること。

(2) 当該セグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が、次のうちいずれか大きい絶対値の10%以上であること。ただし、営業利益又は営業損失に替えて経常利益又は経常損失を記載する場合には「営業利益」とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。

① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値

② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値

(3) 当該セグメントの資産の金額が、全セグメントの資産の合計額の10%以上であること。

12. 前号の(1)から(3)までの基準のいずれにも該当しないセグメントについては、「その他の事業」として一括して記載することができる。

13. 記載の対象となつたセグメント（「その他の事業」として一括されたセグメントを除く。）の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の50%以下である場合又は資産の金額の合計額が全セグメントの資産の金額の合計額の50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の事業」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合並びにその資産の金額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める当該資産の割合を記載すること。

14. 次のすべてに該当する場合には、事業の種類別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及び理由を明らかにすること。

- (1) 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超であること。
- (2) 特定のセグメントの営業利益又は営業損失の絶対値が次のうちいずれか大きい絶対値の90%超

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(記載上の注意)

1. この様式において「事業セグメント」とは、企業を構成する単位(以下この様式において「セグメント」という。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

(1) 収益及び費用(他のセグメントとの取引に関連する収益及び費用を含む。)を生じる事業活動に係るものであること。

(2) 最高経営意思決定機関(各セグメントに資源を配分し、業績を評価する機能を有する機関をいう。以下この様式において同じ。)が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること。

(3) 他のセグメントの財務情報と区分した財務情報が入手可能なものであること。

2. 二以上の事業セグメントが次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、当該事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとすることができる。

(1) 当該事業セグメントを一つの事業セグメントとすることが、過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するために、事業活動の内容及び経営環境に関して適切な情報を提供するものとなること。

(2) 当該事業セグメントについて、経済的特徴が概ね類似していること。

(3) 当該事業セグメントについて、次に掲げるすべての要素が概ね類似していること。

① 製品及びサービスの内容

② 製品の製造方法又は製造過程及びサービスの提供方法

③ 製品及びサービスの販売する市場又は顧客の種類

④ 製品及びサービスの販売方法

⑤ 業種に特有の規制環境

3. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、事業セグメントのうち、次に掲げる基準のいずれかに該当するもの(二以上の基準に該当するものを含む。)とする。ただし、次に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントであっても、報告セグメントとすることができる。

(1) 売上高(事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)が、すべての事業セグメントの売上高の合計額の10%以上であること。

(2) 利益又は損失の絶対値が、次の絶対値のいずれか大きい方の10%以上であること。

① 利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額の絶対値

② 損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値

(3) 資産の金額が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上であること。

4. 3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、その経済的特徴及び2. (3)①から⑤までに掲げる要素の過半数について概ね類似している二以上の事業セグメントがあるときは、これらの事業セグメントを結合して一つの報告セグメントとすることができる。

5. 3. 及び4. によるもののほか、報告セグメントの売上高(事業セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。)の合計額が、連結損益計算書の売上高の75%未満の金額となる場合には、3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、当該事業セグメントを報告セグメントとしたときの報告セグメントの売上高の合計額が、連結損益計算書の売上高の75%以上の金額に至るまでのものを報

であること。ただし、営業利益又は営業損失に替えて経常利益又は経常損失を記載する場合には、「営業利益」とあるのは「経常利益」と、「営業損失」とあるのは「経常損失」と読み替えること。

① 営業利益の生じているセグメントの営業利益の合計額の絶対値

② 営業損失の生じているセグメントの営業損失の合計額の絶対値

(3) 特定のセグメントの資産の金額が、全セグメントの資産の合計額の90%超であること。

(4) 特定のセグメント以外に第11号の(1)から(3)までの基準に該当するセグメントがないこと。

15. 事業の種類別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント、営業費用の配分方法、資産の配分方法等について継続性が維持されるよう配慮すること。

なお、記載対象セグメント、営業費用の配分方法、資産の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が事業の種類別セグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、事業の種類別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

告セグメントとする。

6. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）

(2) 2. により、二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨

(3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

7. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

(1) 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合、その旨及びセグメント情報に与える影響

(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合、その旨及び前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当連結会計年度のセグメント情報を前連結会計年度の区分方法により作成した情報）

8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

(1) 報告セグメント間の取引がある場合、当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前当期純利益若しくは税金等調整前当期純損失又は当期純利益若しくは当期純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。10. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合、差異の内容に関する事項

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合、差異の内容に関する事項

(4) 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差異及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合、差異の内容に関する事項

(5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前連結会計年度に採用した方法から変更した場合その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響

(6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合、その内容

(7) その他参考となるべき事項がある場合、その内容

9. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績

を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載することと。

(1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額

(2) 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

(3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

① 外部顧客への売上高

② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）

④ のれんの償却額

⑤ 受取利息

⑥ 支払利息

⑦ 持分法投資利益

⑧ 持分法投資損失

⑨ 特別利益（主な内訳を含む。）

⑩ 特別損失（主な内訳を含む。）

⑪ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）

⑫ ①から⑩までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（連結損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすものうち、キヤッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

(4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの資産の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

① 当連結会計年度末における持分法適用会社への投資額

② 当連結会計年度における有形固定資産及び無形固定資産の増加額

10. 「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

(1) 報告セグメントの売上高の合計額と連結損益計算書の売上高計上額

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(4) 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額

(5) 報告セグメントのその他の項目（①から④までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

11. 10. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

12. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第二条関係）

改正案

現行

<p>様式第二号</p> <p>【関連情報】</p> <p>Ⅰ 前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">外部顧客への売上高</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">合計</td> <td style="width: 25%;">xxxx</td> </tr> </table> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 売上高</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">合計</td> <td style="width: 25%;">xxxx</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>(2) 有形固定資産</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">合計</td> <td style="width: 25%;">xxxx</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">顧客の名称又は氏名</td> <td style="width: 33%;">売上高 xxxx</td> <td style="width: 33%;">関連するセグメント名</td> </tr> </table> <p>(単位：円)</p> <p>Ⅱ 当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">外部顧客への売上高</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">合計</td> <td style="width: 25%;">xxxx</td> </tr> </table> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 売上高</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">.....</td> <td style="width: 25%;">合計</td> <td style="width: 25%;">xxxx</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>(単位：円)</p>	外部顧客への売上高	合計	xxxx	日本	合計	xxxx	日本	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	日本	合計	xxxx	日本	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	顧客の名称又は氏名	売上高 xxxx	関連するセグメント名	外部顧客への売上高	合計	xxxx	日本	合計	xxxx	日本	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	<p>様式第二号</p> <p>【所在地別セグメント情報】</p> <p>前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">Ⅰ 売上高及び営業損益 売上高</td> <td style="width: 12.5%;">日本(円)</td> <td style="width: 12.5%;">.....(円)</td> <td style="width: 12.5%;">.....(円)</td> <td style="width: 12.5%;">その他の地域(円)</td> <td style="width: 12.5%;">計(円)</td> <td style="width: 12.5%;">消去又は全社(円)</td> <td style="width: 12.5%;">連結(円)</td> </tr> <tr> <td>(1) 外部顧客に対する売上高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>=</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>(2) セグメント間の内部売上高又は振替高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業利益(又は営業損失)</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 資産</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">Ⅰ 売上高及び営業損益 売上高</td> <td style="width: 12.5%;">日本(円)</td> <td style="width: 12.5%;">.....(円)</td> <td style="width: 12.5%;">.....(円)</td> <td style="width: 12.5%;">その他の地域(円)</td> <td style="width: 12.5%;">計(円)</td> <td style="width: 12.5%;">消去又は全社(円)</td> <td style="width: 12.5%;">連結(円)</td> </tr> <tr> <td>(1) 外部顧客に対する売上高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>=</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>(2) セグメント間の内部売上高又は振替高</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>営業利益(又は営業損失)</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>(xxxx)</td> <td>xxxx</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 資産</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> <td>xxxx</td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 国又は地域の区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決</p>	Ⅰ 売上高及び営業損益 売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)	(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx	(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=	計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	Ⅱ 資産	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	Ⅰ 売上高及び営業損益 売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)	(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx	(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=	計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx	Ⅱ 資産	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx
外部顧客への売上高	合計	xxxx																																																																																																																																																															
日本	合計	xxxx																																																																																																																																																															
日本	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx																																																																																																																																																															
日本	合計	xxxx																																																																																																																																																															
日本	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx																																																																																																																																																															
顧客の名称又は氏名	売上高 xxxx	関連するセグメント名																																																																																																																																																																		
外部顧客への売上高	合計	xxxx																																																																																																																																																															
日本	合計	xxxx																																																																																																																																																															
日本	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx																																																																																																																																																															
Ⅰ 売上高及び営業損益 売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)																																																																																																																																																													
(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx																																																																																																																																																													
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=																																																																																																																																																													
計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																																													
営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																																													
営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																																													
Ⅱ 資産	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx																																																																																																																																																													
Ⅰ 売上高及び営業損益 売上高	日本(円)(円)(円)	その他の地域(円)	計(円)	消去又は全社(円)	連結(円)																																																																																																																																																													
(1) 外部顧客に対する売上高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	=	xxxx																																																																																																																																																													
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	=																																																																																																																																																													
計	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																																													
営業費用	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																																													
営業利益(又は営業損失)	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	(xxxx)	xxxx																																																																																																																																																													
Ⅱ 資産	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx	xxxx																																																																																																																																																													

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

(記載上の注意)

1. 連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高(セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。)のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。

3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

(1) 外部顧客への売上高を本邦(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第28号)第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。)又は本邦以外に区分した金額(本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額)及び当該区分の基準

(2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額(本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額)

4. 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。

5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える場合には、その旨を記載することにより3.(1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。

定すること。

2. 営業利益又は営業損失に替えて、経常利益又は経常損失を記載することが適当と認められる場合には、経常利益又は経常損失を記載することができる。

3. 国又は地域別の区分(以下この様式において「セグメント」という。)ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。

4. 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属しているセグメントがある場合には、当該セグメントに属する主たる国又は地域を記載すること。

5. セグメント間の内部売上高又は振替高を外部顧客に対する売上高と区分して記載することが困難な場合は、これらを一括して記載することができる。ただし、その場合には、その旨を明らかにすること。

6. 営業費用のうち各セグメントに配賦しなかつたものは、配賦不能営業費用として「消去又は全社」の項目を含めて表示し、その金額及びその主な内容を記載すること。

7. 資産のうち各セグメントに配分しなかつたものは、「消去又は全社」の項目を含めて表示し、その金額及びその主な内容を記載すること。

8. 次のいずれかの基準に該当するセグメントについては、他のセグメントと區別して記載すること。

(1) 当該セグメントの売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。以下第11号までにおいて同じ。)が、全セグメントの売上高の合計の10%以上であること。

(2) 当該セグメントの資産の金額が、全セグメントの資産の合計額の10%以上であること。

9. 前号の(1)及び(2)の基準のいずれにも該当しないセグメントについては、「その他の地域」として一括して記載することができる。

10. 記載の対象となつたセグメント(「その他の地域」として一括されたセグメントを除く。)の売上高の合計が全セグメントの売上高の合計の50%以下である場合又は資産の金額の合計額が全セグメントの資産の金額の合計額の50%以下である場合には、その理由を明らかにするとともに、「その他の地域」として一括されたセグメントのうち主要なセグメントについて、その売上高及び全セグメントの売上高の合計に占める当該売上高の割合並びにその資産の金額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める当該資産の金額の割合を記載すること。

11. 次のすべてに該当する場合には、所在地別セグメント情報を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及び理由を明らかにすること。

(1) 特定のセグメントの売上高が全セグメントの売上高の合計の90%超であること。

(2) 特定のセグメントの資産の金額が全セグメントの資産の金額の合計額の90%超であること。

12. 所在地別セグメント情報の記載に当たっては、相当期間にわたり記載対象セグメント、営業費用の配分方法、資産の配分方法等について継続性が維持されるよう配慮すること。

なお、記載対象セグメント、営業費用の配分方法、資産の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が所在地別セグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、所在地別セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これらの記載を省略することができる。

<p>6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならぬ。</p> <p>7. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	
---	--

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第二条関係）

改正案

現行

様式第三号	様式第三号																																																																																																																						
<p>【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】</p> <p>前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】</p> <p>前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>当期償却額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>当期償却額</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づき金額により記載すること。 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとに 		合計	減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××		合計	減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××		合計	当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××		合計	当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	<p>【海外売上高】</p> <p>前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>その他の 地域</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>I 海外売上高（円）</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>II 連結売上高（円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 （%）</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> </tr> </table> <p>（単位：円）</p> <p>当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>その他の 地域</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>I 海外売上高（円）</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>II 連結売上高（円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 （%）</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> <td>××. ×</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 国又は地域の区分は、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して決定すること。 国又は地域の区分方法を記載するとともに、複数の国又は地域が属している区分がある場合には、当該区分に属する主な国又は地域を記載すること。 海外売上高（内部売上高及び振替高を除く。次号及び第5号において同じ。）が連結売上高の10%以上である国又は地域については、他の国又は地域と区別して記載すること。 海外売上高が連結売上高の10%未満である国又は地域については、「その他の地域」として一括して記載することができる。 本邦以外の国又は地域における海外売上高の合計が連結売上高の10%未満である場合には、海外売上高を記載しないことができる。ただし、その場合には、その旨及び理由を明らかにすること。 海外売上高の記載に当たっては、相当期間にわたり国又は地域の区分方法について継続性が維持されるよう配慮すること。 <p>なお、国又は地域の区分方法を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が海外売上高</p>		その他の 地域	計	I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××	II 連結売上高（円）					×××	III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 （%）	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×		その他の 地域	計	I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××	II 連結売上高（円）					×××	III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 （%）	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×
	合計																																																																																																																	
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	合計																																																																																																																	
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	合計																																																																																																																	
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	合計																																																																																																																	
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																	
	その他の 地域	計																																																																																																																		
I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																		
II 連結売上高（円）					×××																																																																																																																		
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 （%）	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×																																																																																																																		
	その他の 地域	計																																																																																																																		
I 海外売上高（円）	×××	×××	×××	×××	×××																																																																																																																		
II 連結売上高（円）					×××																																																																																																																		
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 （%）	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×	××. ×																																																																																																																		

<p>のれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。</p> <p>4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。</p> <p>5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。</p>	<p>に与えている影響を記載すること。ただし、海外売上高に与えている影響が軽微な場合には、その記載を省略することができる。</p>
--	---

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第二条関係）

改 正 案

現 行

様式第四号 【連結貸借対照表】		(単位：円)		様式第四号 【連結貸借対照表】		(単位：円)	
		前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)			前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)
資産の部							
流動資産							
現金及び預金	×××	×××	×××	現金及び預金	×××	×××	×××
受取手形及び売掛金	×××	×××	×××	受取手形及び売掛金	×××	×××	×××
貸倒引当金	△××	△××	△××	貸倒引当金	△××	△××	△××
受取手形及び売掛金 (純額)	×××	×××	×××	受取手形及び売掛金 (純額)	×××	×××	×××
リース債権及びリース投資資産	×××	×××	×××	リース債権及びリース投資資産	×××	×××	×××
貸倒引当金	△××	△××	△××	貸倒引当金	△××	△××	△××
リース債権及びリース投資資産 (純額)	×××	×××	×××	リース債権及びリース投資資産 (純額)	×××	×××	×××
有価証券	×××	×××	×××	有価証券	×××	×××	×××
商品及び製品	×××	×××	×××	商品及び製品	×××	×××	×××
仕掛品	×××	×××	×××	仕掛品	×××	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××	×××	原材料及び貯蔵品	×××	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××	×××	繰延税金資産	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	その他	×××	×××	×××
流動資産合計	×××	×××	×××	流動資産合計	×××	×××	×××
固定資産							
有形固定資産							
建物及び構築物	×××	×××	×××	建物及び構築物	×××	×××	×××
減価償却累計額	△××	△××	△××	減価償却累計額	△××	△××	△××
建物及び構築物 (純額)	×××	×××	×××	建物及び構築物 (純額)	×××	×××	×××
機械装置及び運搬具	×××	×××	×××	機械装置及び運搬具	×××	×××	×××
減価償却累計額	△××	△××	△××	減価償却累計額	△××	△××	△××
機械装置及び運搬具 (純額)	×××	×××	×××	機械装置及び運搬具 (純額)	×××	×××	×××
土地	×××	×××	×××	土地	×××	×××	×××
リース資産	×××	×××	×××	リース資産	×××	×××	×××
減価償却累計額	△××	△××	△××	減価償却累計額	△××	△××	△××
リース資産 (純額)	×××	×××	×××	リース資産 (純額)	×××	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××	×××	建設仮勘定	×××	×××	×××
その他	×××	×××	×××	その他	×××	×××	×××
減価償却累計額	△××	△××	△××	減価償却累計額	△××	△××	△××
その他 (純額)	×××	×××	×××	その他 (純額)	×××	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××	×××	有形固定資産合計	×××	×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××	無形固定資産	×××	×××	×××
のれん	×××	×××	×××	のれん	×××	×××	×××

リース資産	×××	×××	リース資産	×××	×××
その他	×××	×××	その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××	無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産			投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××	投資有価証券	×××	×××
長期貸付金	×××	×××	長期貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××	△×××
長期貸付金 (純額)	×××	×××	長期貸付金 (純額)	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××	繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××	その他	×××	×××
投資その他の資産合計	×××	×××	投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	固定資産合計	×××	×××
繰延資産			繰延資産		
創立費	×××	×××	創立費	×××	×××
開業費	×××	×××	開業費	×××	×××
株式交付費	×××	×××	株式交付費	×××	×××
社債発行費	×××	×××	社債発行費	×××	×××
開発費	×××	×××	開発費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××	繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××	資産合計	×××	×××
負債の部			負債の部		
流動負債			流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××	支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××	短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××	リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××	未払法人税等	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××	繰延税金負債	×××	×××
製品保証引当金	×××	×××	製品保証引当金	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××	その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	流動負債合計	×××	×××
固定負債			固定負債		
社債	×××	×××	社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××	長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××	リース債務	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××	繰延税金負債	×××	×××
退職給付引当金	×××	×××	退職給付引当金	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務	×××	×××
負債のれん	×××	×××	負債のれん	×××	×××
その他	×××	×××	その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××	負債合計	×××	×××
純資産の部			純資産の部		

株主資本		株主資本	
資本金	×××	資本金	×××
資本剰余金	×××	資本剰余金	×××
利益剰余金	×××	利益剰余金	×××
自己株式	△×××	自己株式	△×××
株主資本合計	×××	株主資本合計	×××
評価・換算差額等		評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延ヘッジ損益	×××	繰延ヘッジ損益	×××
土地再評価差額金	×××	土地再評価差額金	×××
為替換算調整勘定	×××	為替換算調整勘定	×××
.....	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	評価・換算差額等合計	×××
新株予約権	×××	新株予約権	×××
少数株主持分	×××	少数株主持分	×××
純資産合計	×××	純資産合計	×××
負債純資産合計	×××	負債純資産合計	×××
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(略)		(略)	

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）（第一条関係）

改 正 案

現 行

様式第五号 【連結損益計算書】		様式第五号 【連結損益計算書】	
	(単位：円)		(単位：円)
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	売上高	×××
売上原価	×××	売上原価	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	売上総利益 (又は売上総損失)	×××
販売費及び一般管理費	×××	販売費及び一般管理費	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	販売費及び一般管理費合計	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	営業利益 (又は営業損失)	×××
営業外収益	×××	営業外収益	×××
受取利息	×××	受取利息	×××
受取配当金	×××	受取配当金	×××
有価証券売却益	×××	有価証券売却益	×××
持分法による投資利益	×××	持分法による投資利益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	営業外収益合計	×××
営業外費用	×××	営業外費用	×××
支払利息	×××	支払利息	×××
有価証券売却損	×××	有価証券売却損	×××
持分法による投資損失	×××	持分法による投資損失	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	営業外費用合計	×××
経常利益 (又は経常損失)	×××	経常利益 (又は経常損失)	×××
特別利益	×××	特別利益	×××
前期損益修正益	×××	前期損益修正益	×××
固定資産売却益	×××	固定資産売却益	×××
負のれん発生益	×××	負のれん発生益	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	特別利益合計	×××
特別損失	×××	特別損失	×××

前期損益修正損	×××	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××	×××
減損損失	×××	×××	×××
災害による損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失)	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益 (又は少数株主損益調整前当期純損失)	×××	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××	×××
(記載上の注意) (略)			

前期損益修正損	×××	×××	×××
固定資産売却損	×××	×××	×××
減損損失	×××	×××	×××
災害による損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失)	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××	×××
当期純利益 (又は当期純損失)	×××	×××	×××
(記載上の注意) (略)			